

日露戦争における日本兵捕虜についての一考察

広瀬 健夫

はじめに

太平洋戦争末期、日本軍は各地で敗退をつづけていた。日本軍将兵は、絶望的な状況にあっても降伏することなく、自ら死地を求めて突撃するか、あるいはそれも出来ない場合には自決する道をえらんだ。日本軍将兵が降伏して捕虜となることは許されていなかったのである。とくに戦場での負傷者、病者が後退する時は大変であった。ルソン戦での経験を阿利莫二氏は次のように述べている、「戦場における病院の移動は、動けぬ患者の死を意味する。放置されるのではない。生きてはいけぬのである。死ぬ方法は二つある。自決と「処置」である。……〔「処置」とは〕動けぬ患者の安楽死である。軍の正式命令は「患者については処置すべし」だったという。モヒなどの麻薬の服用もあるらしいが、普通は注射である。……傷病者は、とくに敗け戦さの戦場では足手まといである。捕虜になることを軍紀が許さぬ以上、動けぬ者は死ぬより他に道はない。……戦況が悪化すればするほど、当然のことのように自決や処置がおこなわれた。」⁽¹⁾

このことは戦闘員に限られなかった。1945年4～6月の沖縄戦では非戦闘員も戦争にまきこまれ、非戦闘員の中に多くの自決者をだしている。8月9日のソ連参戦以後の「満州」では日本軍に非戦闘員を保護する意志も能力もなく、日本軍に見捨てられた開拓団男子はソ連軍に絶望的な斬り込みをし、婦女子は集団で自決する場合がいくつかみられた。その最大の事件の一つ、麻山事件では、死ぬのはいやだと泣き叫ぶ子供を殺して400余名の婦女子が自決したのである⁽²⁾。そのおかれた極限状況を考えると、やはり、病者、負傷者、非戦闘員の自決というのは異常という以外にない。このようなことがどうしておこるようになったのであろう。そのような場合に降伏して生命をながらえようとは思わなかったのであろうか。

近代日本の歴史はたえざる対外戦争の歴史であって、その間に多くの捕虜をうみだしているが、太平洋戦争以前の最大の戦争、日露戦争での捕虜は、後にみるように、まだ牧歌的風潮を残していた。それ以後軍国主義体制が強まって、太平洋戦争期には、上にみたように軍国主義イデオロギーによって日本国民は呪縛しつくされていたのである。そこでは兵士、そして戦死者、戦傷者が、その祖国への忠誠をたたえられるなかで、捕虜はその対極にたつ者とされ、恥ずべき者とされて、生きることさえも許されなくなっていたのである。したがって、現在でも捕虜についての史料、研究は多くない。ここでふりかえって、否定され、無視されてきた捕虜の側から近代日本を見ることは、近代日本のあり方を考える上で無意義ではなからう。

ここ数年、日露戦争における日本兵捕虜について注目すべきいくつかの研究が出ている。本格的にこの問題を取りあげたのは、大江志乃夫「日露戦争の軍事史的研究」(岩波書店、1976年)の第三章第二節、3.日本軍俘虜の発生、4.日本軍俘虜の処遇であり、大江氏には、この他、「日露戦争と日本軍隊」(立風書房、1987年)もあってこの問題に言及している。その他、才神時雄「メドヴェージ村の日本人墓標」(中公新書、1983年)、林英夫「日露戦争の

日本人捕虜凱旋日記(『新潮45』1985年10月号),同「日本人捕虜の見た革命期のロシア」(『新潮45』1986年8月号),田中健治「一兵卒の日露戦役従軍日記——俘虜記——」(『木曾』14,19,20,21号,1979年,1985年,1987年,1987年),伊藤久吉郎「敵国の一年半」,『明治文学全集97 明治戦争文学集』,筑摩書房,1969年,なども刊行されている。

この問題の史料については大江氏が述べているのでここではくりかえさないが⁽³⁾, それに加えて「日露戦役ノ際帝国ニ於テ俘虜情報局設置竝ニ俘虜関係雑纂」(以下「帝国俘虜情報局」と略記)三巻,「日露戦争ノ際露国ニ於テ俘虜情報局設置竝ニ俘虜関係雑纂」(以下「露国俘虜情報局」と略記)二巻(いずれも外務省外交史料館蔵)と当時の地方新聞とが有力な情報源であることを一言しておきたい。筆者の居住する長野県の『信濃毎日新聞』には明治38年6月頃から明治39年3月頃まで,県内出身の捕虜の氏名,軍の階級,出身地,捕虜からの来信などが詳しく報道されている。それを手がかりに,現在ほとんど電話が普及していることから,その子孫と思われる人のところへ連絡して,いくつかの貴重な情報を得た。

なお,ロシア,ソ連には,日露戦争における日本兵捕虜についての研究はないようである⁽⁴⁾。

これは日本兵捕虜の数もロシア兵捕虜に比して少く,捕虜収容所のあったのが田舎で,ロシア人のさしたる注意をひかなかったからであろう。

小稿は,これら先学の諸研究に学びながら,これまであまり論述されない部分に留意しつつ,日露戦争における日本兵捕虜について,若干の検討を行おうとするものである。

一

1904年2月に日露戦争が始まったとき,日本もロシアも開戦後すぐに人道的な捕虜取扱規則を制定した。

日本の場合,捕虜の姓名,軍隊での階級などを相手国に通知する俘虜情報局の設置を外務省のイニシアティブで,陸軍省などと協議し,閣議提出することを2月12日(日本のロシアへの宣戦布告は2月10日)にきめているから⁽⁵⁾,2月14日に制定された「捕虜取扱規則」⁽⁶⁾も外務省のイニシアティブであったのであろう。

ロシアの場合,5月13日(旧ロシア暦,西欧に比べて13日おけている)付でツァーリの裁可をえた陸軍省通達第276号によって,「露日戦争捕虜についての臨時条例」⁽⁷⁾を,ついで「露日戦争捕虜の帝国内給養細則」⁽⁸⁾を制定した。

ほぼ同様な内容をもつ両国の捕虜取扱規則の制定について,ロシアが日本に三ヶ月ほどおけているのは,日本の戦争準備がロシアより整っていたことによるのであろう。ともあれ,この両国の捕虜取扱規則は,その内容が似ているばかりでなく,その五年前に開催されたハーグ平和会議で制定された,「陸戦の法規慣例に関する宣言」の「俘虜」に関する項目⁽⁹⁾の内容とその精神を共通の起源としてもっていた。したがって,行論の必要上,ここでハーグ平和会議について少しく述べることにする⁽¹⁰⁾。

この起こりは,1898年にオーストリアが新たな軍拡を行うという情報をえたロシアが,それに対抗する軍拡を行うことは,軍事上,財政上困難が多いとみて,ロシア,オーストリア両国が相互に軍拡を抑制することをオーストリアに提案しよう,ということから始まった。この考えを提起したのは陸相A. H. クロパトキンである⁽¹¹⁾。これをロシア,オーストリアだけでなく,世界の主要国にひろげようとしたのがC. Ю. ヴィッテだったようだ⁽¹²⁾。ツァーリもこれを承認し,これをうけて外相M. H. ムラヴィヨーフは,軍備,軍事費の制限,

国際仲裁裁判所の設置を討議する国際会議開催を1898年8月24日に各国に提議した¹³⁾。その年の3月にロシアは清国から旅順、大連を租借し、極東におけるロシアと日、英との対立は強まっており、この反ロシア連合を弱めようとの意図もあったであろう。

ツァーリの「高貴な意図」は一般の世論の支持をうけたが、各国政府からは冷淡にうけとられた。10月にムラヴィヨーフとクロパトキンが西欧へ出向いてその支持を求めた。さらに1899年1月11日にムラヴィヨーフは2度目の回状を各国に送った。二度目の提案は、「国家間の政治的連合や条約義務に関する全ての問題」を除き、軍備、軍事費の一定期間凍結、戦争行為の規制、仲裁制度の採用などの検討をよびかけていた。列国の反応は冷ややかだったが、ドイツがこれに応じ、ついで各国もこれにならって、1899年5月18日、ツァーリ、ニコライ二世の誕生日に、26ヶ国の代表がオランダのハーグに集って平和会議が開かれた¹⁴⁾。

会議の議長は、駐英ロシア大使、E. E. スタールがつとめ、ロシアは列国のなかで最大の12人の代表団を派遣してきた¹⁵⁾。ロシア代表の努力にもかかわらず、軍備制限は成果をあげなかったが、常設の仲裁裁判所の設置をきめ、1874年のブラッセル会議で採択された「戦争の法規と慣習」の内容をさらに拡大した。そしてそこには捕虜を人道的に取扱う事項がふくまれていたのである。

二

ハーグ平和会議で採択された「陸戦の法規慣例に関する宣言」の第一款、第二章、「俘虜」の項は、第4条から第20条にわたり捕虜の人権を尊重することを規定している¹⁶⁾。その第4条(以下、「ハーグ第4条」のように略記)、「俘虜は博愛の心を以て之を取扱ふべきものとす」¹⁷⁾は、日本の「俘虜取扱規則」では、「俘虜ハ博愛ノ心ヲ以テ之ヲ取扱ヒ決シテ侮辱虐待ヲ加フヘカラス」(第2条)¹⁸⁾(以下「日本第2条」のように略記)とあり、ロシアの「露日戦争捕虜についての臨時条例」では、「自国の正当な防衛者としての捕虜については人道的に扱わねばならない」(第3条)¹⁹⁾(以下、「ロシア第3条」のように略記)としている。また、「兵器馬匹及軍用書類を除き凡そ俘虜の一身に属するものは依然その所有たるべし」(ハーグ第4条)²⁰⁾は、「俘虜……ハ、……兵器弾薬其他軍用ニ供セラルベキ物件ハ之ヲ没収シ其ノ他ノ物件ハ特ニ之ヲ領置スルカ又ハ便宜本人ラシテ之ヲ携帯セシムヘシ」(日本第9条)²¹⁾、「俘虜の所有物は、武器、馬、軍用文書を除いて、不可侵のものとする」(ロシア第5条)²²⁾とある。俘虜の信教の自由(ハーグ第18条)²³⁾は、日本第5条²⁴⁾、ロシア第4条²⁵⁾に規定され、俘虜の発受する郵便物・小包の郵便料の免除(ハーグ第16条)²⁶⁾は、日本第26条²⁷⁾、ロシア第16、17条²⁸⁾に同様な規定がある。日本の俘虜取扱規則は34条からなり、ロシアのそれは76条から成っていて、それだけロシアのほうが具体的になっている。ロシアの「露日戦争捕虜の帝国内給養細則」ではさらに詳細に規定されているが、その特記すべき条項をいくつか引用してみよう。「……捕虜分遣隊が配属せられたる軍隊の指揮官は、出来るかぎり捕虜の食事が故国においてとっているものにある程度まで類似している食事をとれるよう、手段をこらざること」(第23条)。「全ての捕虜、下士官あるいは兵士は、収容所に到着した時、臨時条例第72条により、以下のものを要求する権利をもつ(a droit... aux objets suivants). a) シャツ2枚, b) ズボン下2枚 c) 長靴2足(略)」(第27条)。「捕虜将校はその住居より自由に外出する権利を行使す…」(第66条)。「キリスト教徒でない捕虜は、各自の信仰する宗教の

祭日には一切の労役を免除せられる」(第85条)など⁸⁹。

みてきたように、日本もロシアも非常に人道的な捕虜取扱規則を制定したが、これは、日本にとっては、はじめてのヨーロッパ大国との本格的な戦争であり、日本は国際条約を遵守する国であることを欧米諸国に印象づけ、それによって戦争に不可欠な外債獲得を有利ならしめようとの意図が働いていたのであり、ロシアにとっては、ハーグ平和会議のよびかけ国、議長国であったし、日本同様、外債獲得の必要が大きかったことからもきているであろう。

三

つぎに、捕虜の具体的事例をみていこう。日露戦争における日本兵捕虜の数は、1904年9月の遼陽会戦終了まではきわめて少なかったが、1904年10月の沙河会戦後、その数は次第に増加していった⁹⁰。ここでは、二人の長野県人の記録を主として紹介しながら論をすすめていくことにしたい。

まず武居亀太郎は長野県木曾郡新開村の出身で、1905年5月20日の大辛屯の戦いで捕虜となる。丹念に日記をつけており、その手帳を田中健治氏が発見され、氏のご好意で筆者は見ることが出来た⁹¹。つぎに木村当朗は、長野市出身、和泉丸乗組員で、1904年6月15日ウラヂオ艦隊により和泉丸が撃沈されたとき捕虜となる。帰国後、その手記を『信濃毎日新聞』に連載した⁹²。

まず武居亀太郎の日記を紹介しよう。(奉天会戦後、補充と補給につとめていた日本軍に対し、その側背をついて日本軍の兵站線を破壊すべく、総兵力5500騎、砲6門、機関銃2挺をもつミシチェンコ騎兵団が、1905年5月20日大辛屯附近に展開する後備歩兵第49聯隊に襲いかかってきたのであった⁹³。)

「五月二十日 朝来快晴 (略)

正后頃より敵の大集団は石碓子山の凹部を越えて、石碓子村落を径て大辛屯の我中隊陣地に向かい前進し来る。午后一時頃より大辛屯の前方なる北方高地に砲列を敷きて砲撃を始む。我方に砲無く応戦すること能はず。敵の榴散弾は頭上に破烈し頗る死傷者を出せり。東北方よりは徒歩となりて散解し、小銃射撃をもって肉薄し来る。千二、三百メートルにて我方も射撃を開始す。敵は追々接近し戦闘激烈を極め、三時頃より敵は両翼へ迂回し我々を包囲す。当大辛屯は尤も凹地にしてその周囲は皆高地なり。敵は包囲後四方八方より我々を殆んど眼下に見て掃射し、為に我軍益々死傷者多く激烈を極めり。午後五時頃我等全く弾丸撃ち尽くし戦闘力を失ふや、弾丸尽きたるを知るや敵は長さ二尺五寸以上の剣を抜刀し、四方八方より剣の林をなしてその光あたかも数万の稲妻一時に来る如くにて実に凄き事筆に尽くし難し。

露国の万歳の言、「ウラーウラー」とときの声を挙げて肉薄して来る。三百メートルより二百メートル以内に迫り来るを以て大敵に向って突貫をなす。我分隊は十名にて大辛屯東方の壕内にあり。凡そ四、五百の敵中に突込む。格闘致せるも衆寡敵せず全く力尽きて敵手に捕えられる。実に無念なること極りなし。

それより大辛屯東方の畑の中に護送せられ初めて戦友も共に捕えられし事を知れり。その時午後六時なり。

第七中隊は孤立となり連絡は絶たれ、援兵は一人も無く、弾丸の補充も無く実に情なき有

様なり。』⁹⁴

木村当朗は、「(1904年6月15日, 対島の神崎の沖にいたところ, 不意にロシア艦隊が現れて——引用者註)……敵の一弾は, 和泉丸の舷側約六分程の厚さある鉄板を貫いてエンジンルームと機関の鉄壁をいづれも右から左へ打貫き, 更に左舷の鉄板を内部から貫通して[中略]私は此時少しおくれて, 右舷の短艇に乗りこんだので, 幸生命だけは助かりましたが, 逃出す途端に敵の短艇に追窮されて, 短銃を突付けられたので, 是亦進退きはまっぴら, お恥しい話ですが, 遂におめおめと敵艦に収容されて仕舞ひました。勿論私一人ではないので, 短艇に居った者は勿論, 海上に泳ぎまはって既に遠く落ちのびた人達迄もことごとく収容されて仕舞ひました。敵は何でも航跡をくらす考へであつたらうと思はれます。』⁹⁵と書いている。

次に軍医で, 1905年1月の黒溝台の戦闘で捕虜となり, 非戦闘員ということで1905年6月メドヴェーヂ村の捕虜収容所から, 戦争中にもかかわらず, 海路帰国を許され, その報告書を陸軍省に提出した折居橋弥は、「黒溝台附近の戦闘に於てロシア騎兵の急襲を受け負傷者拾七名と共に捕獲せられたるが, 言語不通なるを以て只赤十字の腕章を示し局外中立の非戦闘員なる事を以てしたる為め, 差したる暴害を加へざるも, 露兵は一々帯剣は元より個人の財産たる時計ことに金銭は悉く之を奪ひ取り, 軍司令部らしき処へ連れ行き隊号, 本籍地の取調を受け, 終て条約に基き送還せられたる旨要求せしも容れられざるなり。』⁹⁶と記している。

武居亀太郎と同時に大辛屯で捕虜になった鈴木弥助もこの日の出来事を詳しく記述し、「此=同日午後六時頃, 夕陽ノ将=没スルト共=捕虜ノ身トナリ, 悲惨ナル保護ノ下=繋レタリ。彼等ハ我々ヲ凹地=導キ置キシ処へ一人ノ士官来リ, 直=帯剣ヲ引キ抜キ大喝一声, 事分ラザレバ愈々此処ニテ斬首=処セラルモノト, 南無阿弥陀仏ヲ唱ヒ己ニ覚悟ヲ致シ, 彼レ斬リカケレバ我レモ又何レヘナド喰ヒツカン物ト彼レヲ睨ンデ居タルモ, 事此処ニ至ラズ。西方=向ヒテ引キ行キタリ。…」⁹⁷と述べている。

以上捕虜になった4件の事例から, 第一に, 捕虜となるのは, 包囲されて弾丸を全てうちつくすとか, 負傷して戦闘力をなくすとかの条件下で発生しており, 従って捕虜には多数の負傷者がいたこと(後述), 第二に, 日本政府は捕虜取扱規則を制定したが, 自国の兵士に対し, ロシア側には捕虜取扱規則があつて, 万一捕虜になつても人道的に扱われる筈だということは一切云っていない, ということである。鈴木弥助が捕虜になつて斬首されると思ひこんだことからこのことは確かであろう。折居軍医は, 非戦闘員として条約にもとづいて送還することを要求しているので, 軍医将校あるいは将校には捕虜取扱規則のことが知らされていたのかもしれない。いずれにせよ, 日本軍部は, このような規則の存在を兵士に教えることは兵士の戦闘意欲を低下させる, と考えたのであろう。それと同時に, ロシア兵には日本軍に投降すれば人道的に扱われるということなるべく周知させて, ロシア兵士の戦意を低下させようとする意図はあつたようである。松山など日露戦争期のロシア兵捕虜収容所では捕虜は好遇されたが,⁹⁸ これは, 一方では, 欧米諸国に日本は国際条約を遵守する国であるということ的印象づけることと, 他方では, 中立国(英, 独, オーストリア, 仏など)を通じて日本では捕虜が好遇されていることをロシア国内へ知らせ, ロシア兵士の戦意をくじこうとのねらいもあつたらう。「マツヤマノと叫んでロシア兵が双手をあげたというが, 『マツヤマ』は投降の同義語にさえなつたほど捕虜収容地として敵陣内にも知られていた。』⁹⁹と才神氏は書いているが, 才神氏はその根拠を示されていないので, その評価に疑問は残るが, 日本側がそう願っていたことは確かであろう。

四

ついで捕虜になってから数日間の記述をみよう。武居亀太郎は「大辛屯西方に向って護送せらる。凡そ三里位にして一村落あり。民家に入れられ家屋の周囲は三尺置きに一人ずつ露国歩哨立ちて嚴重に警戒し、逃げんとするも蟻の這い出ずる隙も無し。午後九時頃夜食として粟粥一杯を与へられ、土間にモロコシカラを敷きて伏す。

五月二十一日 朝来天気快晴

午前七時頃朝食として又粟粥一杯、昼食として牛肉の塩煮一人に付二、三十匁程を与へられて総員検査して出発せり。凡そ五、六丁北方に向って行進すると敵の一大集合所ありて我々を縦隊となして写真をとる。(中略)午後九時頃夕食として粟粥一杯、農家より牛を徴発し来りて日本兵我々に渡す。その牛肉は明日の昼食なり。」⁴⁴⁾

木村当朝は「(ロシア艦に収容されてヴラヂヴォストークへ連行された後——引用者註)浦塩から哈爾濱迄、約三昼夜程かかりましたが、其間に食事と云ふものは、ニコライスク [ニコリスク=ウスリースキー] で一度、そこから哈爾濱迄の間で一度、都合二回丈しか呉れませんでした。サァ腹はへってくる、寒くはあるし、一通りの苦しさではありません。哈爾濱へ着いた時はもう一同生色無しといふ有様で、こんな苦しみをするよりも死んだほうがいい。いっそ一思ひに殺してくれい、と皆で談判しましたが、先方でもまさか殺す訳には行かぬので、少しは取扱ひもよくなりました。殊に同地の赤十字社からは、一同へ毛布五十枚を寄贈してくれました。……」⁴⁵⁾と述べている。

折居橋弥は次のようにいう、「奉天に至る迄には六日を要したるが其間空腹に堪へざる為食事の請求をなしたるに露兵同様の黒干パンを与えられたるも食ひ馴れざれば以て食するを得ず、為に或はちゃん(中国人—引用者註)の豆を求め或はきびを炊きて漸く其飢を凌ぎたり……」⁴⁶⁾

「露日戦争捕虜についての臨時条例」によれば、「戦闘区域内に於て捕えられたる捕虜は戦闘地内一定の場所に之を集め、軍司令官の指揮により軍の後方なる臨時集合地に送り、その後捕虜収容地に送付すべし」(第24条)⁴⁷⁾とある。戦地で集められた捕虜は、ハルビンへ送られたのだが、戦場のことで食事の給与はきわめて不十分だったようだ。この点でロシア兵への食糧もしばしば最前線では不足がちであったという事もあったろう⁴⁸⁾。また、中国人農民から牛を徴発したことが記されているが、ロシア軍も、日本軍も中国人農民には甚大な損害を与えながら、それぞれの日露戦争史でこのことに言及することがほとんどない。

五

ハルビンに集結させられた日本兵捕虜は、東清鉄道、シベリア鉄道によりヨーロッパ・ロシアへ送られていった。これは、「捕虜は如何なる場合においても集合地にあまりながく留置すべからず、同地に到着するにしたがい、順次数班に分けて帝国内に後送り、指定の場所に割当てること、その取扱いはすべて参謀本部の特別の指令によって行うものとする」(「露日戦争捕虜の帝国内給養細則」第2条)⁴⁹⁾の規定によるが、このことは、満州地域にしかるべき施設が乏しいこと、警備上、ヨーロッパ・ロシアのほうが安全で、日露戦争の動員によ

り空いた兵舎が存在していること、シベリア鉄道は、ヨーロッパ・ロシアから満州へは莫大な武器、兵員、食糧などの輸送で一般の輸送は制限されているが⁴⁹、その逆、満州からヨーロッパ・ロシアへは殆んど空車であること、食事の供与にしてもヨーロッパ・ロシアのほうが容易であることなどの理由によるのであろう。

ここで、ハルビンからのシベリア鉄道の旅をみてみよう。武居亀太郎は、

「六月五日 朝来天気快晴 弘暁又大河を渡りて漸次東北に向い汽車進行し、各大停車場を過ぎ、午前十時ハルビンの大停車場に到着。その北端に下車し市街の東方に引率され土室の兵舎に収容され白パン及び牛肉塩煮、ソップ、南京米の薄き粥を給され食す。(中略) 当ハルビンは露国の一大根拠地にして軍需品積みて山をなす。当地は概ね露国の新市街にして各陸軍役所及び当地方官役所、赤十字病院、諸機械製造局、諸工場等強壯堅固かつ大にして美なること驚くべき建築なり。市街の人家は稠密し高塔、煙突も多く天かすむばかり。停車場はウラジオとモスコーに通ずる重要なる大停車場にして雑踏を極めり⁵⁰と、この大都市の大きさに驚いているが、鈴木弥助はそこの浴場に驚き、「一度ニ二百人位キ浴スルガ適度デ、多ク入ル時ハ四、五百人位一度ニ浴場スル事ガ出来ルト云フ大仕掛ニハ実ニ驚キマシタ」⁵¹と述べている。

この時期、ヨーロッパ・ロシアから極東へ連日連夜、兵士を満載した軍用列車が送られてきており、28—35日に及ぶ長旅で疲れきっていた兵士は、大補給基地ハルビンで一息ついた⁵²。巨大な浴場もそのような施設の一つであったろう。

亀太郎の日記はつづく、

「六月九日 晴天 当収容所[ハルビンの——引用者註]に滞在す。……露国将校通弁を従へ来り通弁張を一室に二、三冊を与えて、それより県、郡、村、氏名、年令及び隊号を取調べ、日本の参謀本部に報告することを我等に知らす。

午後三時電鳴大雨降り。本日我が方騎兵一人捕虜となりて護送せられ来る。語りて曰く『バルチック艦隊全滅の新聞号外を見たり』各兵喜び方一方ならず⁵³。対馬沖の海戦は5月27、28日に行われており、捕虜たちはそこに不安のなかにも明るい展望をみたのであろう。

「六月十日 朝来天気快晴

同地(ハルビン——引用者)に滞在す。午後二時露国の軍医来りて検診せり。本日第一号土室に長靴を渡す。

六月十一日 天気快晴

同地に滞在す。本日又軍医来りて診察す。午後曇天となる。我が室へも長靴及び袴の大損の者に支給す。⁵⁴

ハルビン収容所では軍医の診察と長靴の支給、それにズボンの傷んでいる者にはズボンの支給もあったのであろう。洗濯をしたり煙草の寄贈をうけたりして17日間をハルビンで過ごし、亀太郎は6月22日、ヨーロッパ・ロシアへ向けて出発する。

「六月二十五日 朝来晴天(中略) 午後四時満樹林(満州里)と言う満州三大停車場に到着し昼食す。構内の広大なること極りなく、軌道は数十条あり。汽関車二百輛以上を算す。同停車場にて製造の黒き大パンを給されしも食されず。記憶すべきことなり。本日我が樺太人來りて、客車一台に金式円を寄贈され分配す。午後二時項当停車場出発。本日の行程凡そ十九時間百里。敵国より大砲の輸送を多くみる。(中略)

六月二十七日 天気快晴

漸次山地に入る。樹林多く種類は赤松、唐松、白カンバ等繁茂しあるも多くは赤松なり。

迂回多き線路にて恰も螺の如し。岩の堀割多く当線路は至るところ各停車場に薪を積みて山をなすに驚く。この薪は石炭の代りに汽関車に用ひる物なり。当停車場停車中、軽便鉄道の軌及び重砲、野砲、補充兵の輸送もっとも急なるを見る。(中略) 至るところ牧畜場多く、それにて生活する者多し。この附近より土民の婦人、列車停車すれば停車場に至りて牛乳及びパンを売って業とするを見る。本日初めてロシア土民の住居を見る。(略)

六月三十日 天気快晴

当シベリア地方も尤も日の長き時にて、午前三時半日の出、午後九時日没となるも、全く暗くなるは午後十時頃なり。汽車西進す。東北はバイカル湖畔に沿い、南西は高き山脈連なり、赤松、唐松、白カンバ、白桧等の諸樹木繁茂し風景絶佳。数条の河流は北流してバイカル湖に入る。(以下略)

七月一日 朝来天気快晴

アンガル(アングラ)という大河あり北流す。西岸に沿って進行し午前六時にエルマスカ(イルターツク)と言う市街の大停車場に到着して下車す。当市街は河の東西にわたり高塔連なり家屋の構造及び停車場の構造等尤も美をなす繁昌の市街なり。本日まで通過せし街都第一位を占む。本日終日停車し、午後三時ハルピンよりの護送兵交替せり。去る二十九日よりの補充兵輸送列車を算すれば五十列車東進すと概算す。(略)

七月十一日 朝来天気快晴

(略) 午後八時頃「チリヤト」(チェリャビンスク)と言う大市街にて尤も巨大なる停車場に着す。日本迄通過せるうち一位を占むるならんと認む。軌道四、五十条あり。汽関車、客車等その数凡そ四、五千輛と略算す。電信線、電話電燈線にて天かすむばかり。電柱林の如し、又汽関車工場等最大なり。当停車場にバランス(バラスト)積みあり大なる山をなす。到着するや蒸し湯に連れ行きて入浴をさす。その後列車に帰りてソップ少々を与えられ、当地に一泊す。(略)

七月十七日 天気快晴

「ベンザ」の兵舎内に滞在す。本日久しくして牛肉及びソップを食す。当兵舎の近辺は尤も不潔にして、ごみ、馬糞等積みて、建設以来掃除すること無きものの如し。露国の大なる建築物は外見上は美なるも内を見れば不潔にして再び驚くなり。(略)

七月十九日 朝来天気快晴

(略) 午前十時二十分頃 モスコ府に到着す。当停車場は、ハルピン以来の大停車場にして、着するや軌道替への為遙か後方へ引返し、北方の軌道に入る。客車に乗換へ東方より北方に回り軌道数百条ありて、両側は総て汽関車、場外の機関製造工場、製鉄場等高塔、煙突高く屹立し、諸建築物巨大強壯驚くばかり。市街家屋の構造は四階か五階に、又諸電線は天をかすむばかりなり。軌道及び鉄道諸機械はシベリア線より堅固にして速力も急なり。

(略)⁶²

以上、亀太郎のシベリア鉄道での日記の一部を紹介したが、彼は毎日丹念に日記をつけており、主として鉄道や大きな都市、ロシアの自然、風景、それにロシアから極東へ送られてくる軍用列車について書いている。食事のことがあまり出てこないのは、不十分であってもそれほどひどくはなかったからであろうか。

つぎに木村当朗の回想をみてみよう。「哈爾濱には二日間滞在して、トムスクへ向って出発し、途中、露清の国境マンデュリアで汽車を乗り換へ、バイカル湖は船で渡りました。

(中略) イヤ寒い何のってバイカル程の処はありませんでしたね。夏ではありましたが、

水の冷い事ったら手などは感覚も無くなって仕舞ふ位です。(略)前にお話した通り、トムスクの収容所は屠牛所を仮に使用したものですから、金州丸の人達が、初めて此処へ収容された当時は、草は一面に生へて居る、牛の頭や骨などが四辺に散らばって居る。血腥い臭気がプンと鼻を衝く、人間が如何して此様な処に住むのだらうと思はれた相です。然し何と言っても仕様が無いので、各自協力して草を刈り取り室内を掃除して、麦稈を編んで敷物と為し、段々雨露を凌ぐ準備が出来たのです。(略)午に一回宛スープを呉れたと言ふと、御馳走らしく聞えますが、スープと言ふのは、牛の頭を三回程大鉞で叩き潰して、それでこしらえた肉汁なんです。其れが三百何十人に分配されるのですから、水沢山で殆んど味など有りゃしません。六人が一組で、一組に一升五合位の鉢一杯宛配布されます。処が其の中に、每日一合程宛、麦、そば、粟の様なものが浮んで居るので、六人が鉢の周囲を取り巻き、各々渡された木製の匙で、其の浮かんで居る奴を我先にと掬ひ上げるのです。これがなかなか熟練を要するので、丁度お玉杓子で汁の実を掬ふのと違ひありません。急げば急ぐ程肝心の獲物は逃げて仕舞ひますから、あせりにあせって、六人が肉汁の中を引搔廻す様と言ふたら、ただもう餓鬼道の生活としか見られませんでした。こんな風でいつ迄も続いた日には、とてもやりきれませんから、最早捨鉢になって仕舞って、同盟罷工と言ふと大袈裟ですが、一同申合せて『こんな不味い物を少しばかり呉れたって、日本人には到底生活は出来ぬ』なんて威張り散らし、強情を張り通して三日間絶食をしてやりました。飯を食はなければ死んで仕舞ふのですから、是には先方も弱った様で、四日目からは白パンを呉れました。これで私共の目的は達したのですが、先方もなかなか黙っては居ません。捕虜の癖に生意気を言やがる失敬な奴等だと言ふので五日間の謹慎を申付けられました。其間は実に苦しい御座居ましたよ。…(略)」⁵⁴木村当朗の回想は、亀太郎とはずいぶん違うが、比較的初期に捕虜となってロシア側の準備も十分出来ていなかった点もあったろうし、これも一つの捕虜体験であろう。このような事を経験しつつ1904年11月に木村当朗はメドヴェーヂ村に移されていく。

六

1904年段階ではまだ数の少なかった日本兵捕虜は、当初はトムスク、ついでモスクワ附近に分散して収容されていたが、1904年末にいたってノヴゴロドから約65kmのメドヴェーヂ Медведь⁵⁴村に統合して収容されることになった。そして、それまでは捕虜の取扱いも厳しすぎたり、緩すぎたりばらばらであったが、緩かながら一定の規則に従って行われることになった。

メドヴェーヂ到着の様子を亀太郎は次のように書いている。

「七月二十日 朝来曇天

午前二時頃「スタレカシ」(スターラヤ・ルサカ)と言ふ停車場に到着。五、六時間休憩し七時三十分発車し進行す。「モスコ」より進行せし間は平地森林多く松樹茂生す。従って原野も多し。払暁一鉄橋を渡り「シムカス」(シムスク)と言ふ小さな停車場に到着し下車す。当停車場より西方に向い徒歩にて行進す。大平原にして麦作畑あり、原野山林あり、露里十五里にして「メドエーヂ」と言ふ露国第五十師団の所在の空兵舎内に収容せらる⁵⁵。当軍隊は旅順にて全滅す。

直ちにジュバン、衣袴を給せられ、入浴に引率せらる。浴後帰宅して日没となる。夕食にパン及び角砂糖を与えられる。当兵舎の構造は煉瓦造りにして、長さ百間、巾十二間、三階尤



も強壯堅固にして大なり。兵舎倉庫，諸工場，将校官舎等大なる建築物八十棟以上あり。雨降りに使用練兵場あり。大なる事長さ二十間，巾十五間位の土間にて，中に柱一本もなく実に驚くべき建物なり。

当收容所に收容せられし日本兵千五百人，非戦闘員四百人余計千九百人を，三つの大なる兵舎に九ヶ中隊に編成して收容したり。一日に三回ずつ但し一時間運動場内の散歩をなす。

七月二十一日 朝来快晴

この日初めて書面を認め本国へ差出す。朝食は白パンに茶，一日おきに牛肉十五匁ずつ与へられる。昼食はソップ，その中に南京米を少し入れ肉（二字不明）及びジャガタラ芋，人参を少しずつ入れて当兵舎の食堂にて食す。毎日パンは三斤ずつ渡すところ二斤半として，半斤分は銭にて下給するよう願へり。但し半斤代金は一銭二厘五毛，それを一か月積み三十七銭五厘，その外小遣金として外に一毛たりとも支給はなく，食事を減じて小遣とするの実に惨澹たる有様なり。

七月二十二日 朝来曇天

午前十時頃好き新聞を聞く。米国大統領は八月一日，日露両国の平和会議を開くことを聞く。当ロシア到着の頃は尤も日長くして午前四時日の出にて，午後九時の日没。その後十二時になるも暗黒とならず薄暗くして人の顔は何時にても見ゆるなり。夜の長さ五時間位，昼の長さ十九時間より二十時間位に至る。(略)」⁶⁹

それまで毎日克明に日記をつけた亀太郎もメドヴェーチ到着後次第に簡略となり，三，四日

まとめて「別条なし」という記述がふえる。まずは安定した生活であったのであろう。木村当朗も同様なことを書いている。「此処（メドヴェーヂ——引用者註）へは私共の連中ばかりで無く、同胞捕虜の全部が集められたのですから非常に多勢で賑やかでした。有名な東郷少佐にも此処でお目にかかりました。そして又戦の終りまで一年余の間此処に居ったのですから種々のお話も有り相ですが、此間の歳月と言へるものは、先方の待遇も至極宜しく、食事も満足に与へられたので、誰も非常に不平を申す者も無く、毎日室内や、便所の掃除、炊事の当番、溝浚ひ、草取り等が仕事で、先は平和に日を暮して居りましたから左程珍しい事も御座いませんでした。……」⁵⁷

メドヴェーヂに捕虜収容所が開設されて間もない1905年1月17日に、モスクワ駐在アメリカ副領事トーマス・スミスが日本兵の状態を調査するためにここを訪れた。その報告書は次のように述べている。「私は四班からなる低い階級の捕虜から調査を始めた。彼らは採光、換気の良い、かぎりのない、天井の高い、美しい煉瓦建の兵舎に一団となって生活している。各兵士は政府から鉄製のベット、わらのマットレス、枕、毛布、二本のタオル、枕カバー（複数）、シーツ（複数）、下着（複数）を与えられている。（中略）全ての捕虜は壮健のようで、精神状態は非常に良い。私は彼等に与えられる食事を食べてみたが非常によく、おいしい。その日の昼食は、野菜と牛肉入りの米のスープとそばがゆであった〔ロシアでは昼食がメインである——引用者註〕。ここに同封してある一週間の献立て表によれば、メニューは次のようになっている。

a) 昼食：野菜と牛肉入りの大麦のスープ、そばがゆ

夕食：マンナがゆ Manna gruel [マンナはイネ科の一種——引用者註]

b) 昼食：野菜と牛肉入りのパーミセリ [そうめんの様なもの——引用者註] のスープ、そばがゆ

夕食：きびがゆ

c) 昼食：野菜と牛肉入りの米のスープ、そばがゆ

夕食：マンナがゆ

ふつう黒パンがそえられるが、陸相の命令で粗びきの白パンに変えられた。一人一日に3ポンドのパンが与えられるが、日本人はそんなに食べないので1日に2ポンド半とし、のこりの半ポンドを食事の改善にあてるように求めた。砂糖入り紅茶は1日に2度で、ロシア兵はケーキの形をした圧縮した茶 *pressed tea in the form of cakes* をうけとっているが、日本人はこのような茶を好まないで、ふつうのお茶を飲んでいる。熱湯は1日中用意されているので、いつでも好きな時にお茶が飲める。

詳しく話をきいて兵士たちはみな満足していることがわかったが、マンナのかわりに米のスープとマカロニを希望していた。責任者〔スタンケーヴィチ陸軍大佐——引用者註〕は、米とマカロニは高価なので、現在はこの要求に応じられないが、参謀本部と相談して近い将来、マンナにかえてマカロニが捕虜に与えられよう、と述べた。

捕虜は、兵舎とそのまわりの清掃、水と薪の運搬、ストーヴを燃やすこと以外には厄介な仕事はなにもない。捕虜は当番をきめて料理をし、これをロシア兵が補助していた。もし日本人が料理することをのぞまなければ、ロシア兵がよびもどされるだろう。

捕虜は毎日の散歩、氷丘の滑りや長さ500フィート、巾180フィートの良い乗馬学校での体操で充分の運動をしている。（中略）兵士は月に2度連隊の浴場へ行くが、かれらはこれに

満足せず、月に4度を要求している。入浴一回に30ルーブリ必要なので、責任者は当局に上申している。ロシア兵の入浴は月に2度だけであることを申しそえておく。(略)

それから68人の将校を訪れた。彼等は大きな二階建の煉瓦造りの住居に住んでいる。部屋は全て大きく、採光、換気良好でかざりがない。将校には自分のルームメイトをえらぶことがまかされている。各将校にはいいマットレスのついた鉄製寝台、一脚の椅子、2人の将校に共用の小さなテーブルが与えられている。彼等はこれに不満で各部屋に一つの大きなテーブルを要求している。(略) 将校は、ロシア将校と同じく、ロシア政府から月に50ルーブリ受取っている。もっともロシア将校は住居と暖房に出費しなければならないのだが。(略)⁶⁹⁾ トーマス・スミスの報告書はつづくのだが、紙幅が限られているので、以下要約して述べると、将校たちの何人かによって述べられた不満は、1) 先月新聞、雑誌を受取れなかったこと、2) 特定の薬を入手したいのだが、連隊の薬屋では入手が出来ないこと、3) 手紙を受取るのに三ヶ月かかるのもっと早くしてほしいこと、4) 英語か日本語のわかる通訳がほしいこと、5) 以前に比べて許可になる酒の量がへったこと、6) 月2回の入浴を四回にしてほしいこと、7) 船上で捕虜となった将校は医者なので捕虜たるべきでないこと、以上で、衣服、下着、シーツと枕カバーに不足はないか、という質問に不足はない、と答えている⁶⁹⁾。

また、「メドヴェーゼの日本兵捕虜からスミス氏に手渡されたメモ」⁷⁰⁾なるものがあり、それは当時の捕虜の要求、不満を表現して興味ぶかいが、既述したもの他に散歩、買物の制限、病院についての要望などなので、ここでは省略する。

次に軍医折居橘弥の明治38年7月1日付の報告書、「露国ノウゴロト県メドウェト村俘虜収容所の景況概要」の要点を述べる。「(一)、(二)、(三)、略、(四)、給養、俘虜規則ニ抛レハ下土以下俘虜ノ露国内地ニ到ルトキハ即時被服ヲ給シ食事ハ露兵ト同様ニ準士官以上ハ現品給養ナク之ニ代ルニ将官老々千五百留〔ルーブリ——引用者註〕上長官ハ一年九百留士官準士官ハ一年六百留ヲ給ストアリ、今実行セラルル所ヲ見ルニ下土以下即チ下級者ノ給養ハ大ニ不完全ニシテ或ハ当然給セラルルモノアリ或ハ給養セラレザルモノアリ現今ニ至ルモ全ク夏衣服ヲ給与セラレズ、今回放還ノ一行ノ如キモ夏衣ハ勿論与フルコトナク、絨衣等モ出発ニ際シ漸ク一通ヲ与ラレタルニ過キス、故ニ下級者ハ常ニ見〔ル〕ニ堪ヘサル風采ヲナセリ 食料ハ一人一日拾六銭ノ基準ト聞ク 而シテ其ニ対スル現品ハ一日スープ一回ニシテ朝夕ハ共ニパンニ少量ノ茶湯及ビ砂糖等ナリ 而シテ月給ノ如キモノ即チ小遣銭ノ如キモ少モ給与セラルコトナシ 準士官以上ハ右金額ヲ實際給与セラレ之ヲ以テ生活ヲ保持スルニ足ル然レドモ炊事道具食器寝具被服油代等ニ至ル迄悉ク之ヨリ調辦スルヲ以テ勿論餘裕アルコトナシ 加之已ニ記載ノ如ク下級者ハ煙草サイモ喫フコト能サル状態ニアルヲ以テ上級者各自月ニ得ル百分一ヲ釀金シ之ヲ下土以下ニ分配シアリ 又下級者ハ小遣銭ヲ得ンカ為メ各自技能ニ応シ船、花、時計ノ鎖等ヲ製シ之ヲ発売ス 其得ル金員半額ハ規則ニヨリ露官ニ徴収セラル 発売品ハ日ヲ追フニ従ヒ需用者ヲ減シ目今ハ船ノ如キ全ク購買者ノナキニ至レリ (五) 俘虜各自状態 上級者ヲ収容スル家屋ニアリ 各自ニ集団起居シ士官ハ二人ニテ従卒(日本兵)一名、上長官ハ一人ニテ一名ヲ使用スルヲ得、散歩ハ現今午前十時ヨリ正后迄午後三時ヨリ八時迄ニシテ 散歩区域ハ甚タ少ナリ 周囲ニ歩哨ヲ配布ス 一週一回郊外散歩又ハ遊泳ヲ許可セラル 入浴ハ一週一回金ヲ払テ其ヲ為シ得 下級者ハ八ヶ中隊ニ区分セラレ午前八時ヨリ十時迄一時ヨリ三時迄 午後五時ヨリ七時迄許可シ 散歩区域甚タ少ナク 下級者ノ入

浴ハ二週一回トス (略) (六) 負傷者及ビ病者 負傷者ノ将校六名 下士以下三百三十四名内再ビ全ク武器ヲ携ヘ被ルモノ (所謂不具者) 将校三名下士以下百余名ニ達ス 是等ハ現今大低瘡口治癒シ少数ノモノハ入院加療中ノモノアリ 不具ノ尤モ甚シキモノハ四肢ヲ失ヘルモノ一名 両下肢ヲ失ヘルモノ一名 両眼ヲ盲ヒタルモノ二名ニテ 是等ハ或ハ入院シ又ハ中隊ニアリテ他人ノ介保ヲ受ケツトアリ 病者ニシテ入院シアルモノ上級者三名下級者十余名アリ主要ナルモノハ肺結核ニテ比較的多数ヲ占ム 死者ハ総数四名皆下級者ニシテ一名ハ自殺 二名ハ肺結核 一名ハ顎下腺炎ナリ 病院ハ一ヶアリ 下士以下四十名ヲ収容スルコトヲ得 下士以下重傷者ハペテルブルクニ送附 将校ニシテ入院ヲ要スルモノハメドヴェド病院及ビペテルブルクニ収容スルコトナク (メドヴェド病院ハ至テ不完全ニシテ将校入院スルニ堪ヘス) ノウゴロド病院ニ送附ス 該病院ニハ俘虜将校ノ為ニ一室ヲアテ三名ヲ収容シ得ルニ過キス 薬価ハ将校ハ自辦 (入院者ハ官費) 下士以下官費トス (七) 略。」⁶¹⁾ (八) 俘虜ノ希望及び所感 は要約して述べよう。一、下士の給与を兵卒に比して改善すること、二、下級者の給与を改善すること、三、夏の被服を改善すること、四、衛生部下士卒の使役を免ずること、五、(略) 九、負傷者を早く帰国させること、十四、露国の新聞には日本での露兵の捕虜待遇の欠点が針小棒大に書かれているので捕虜の通信の検査を厳しくすること、それに通信が不確実、通訳の必要、士官と兵士の自由な交流の必要などを述べている⁶²⁾。

前述したトーマス・スミスは八月に再びメドヴェーヂを訪れ、その時の九月六日付報告書を大江氏が詳しく紹介し、そこでは捕虜の数がふえて「多少窮屈」になっていることなどが述べられている⁶³⁾。

七

とかくするうちに9月5日、ポーツマス条約が調印され、その第十三条、「本条約実施ノ後成ルヘク速ニ一切ノ俘虜ハ互ニ之ヲ還附スヘシ……」⁶⁴⁾によりメドヴェーヂの日本兵捕虜は帰国することになる。時間的に速く、経済的でもあったと思われるシベリア鉄道を利用せず、西欧経由で海路帰国することになったのは、当時のシベリア鉄道は、日露戦争期とちょうど逆で、ぼう大な兵士が満州からヨーロッパ・ロシアへ復員中で、西から東へはほとんど空車であったが、この10月から12月、1906年はじめまでシベリアは第一次ロシア革命がもっとも高揚した地域で、クラスノヤルスク、チタなどでは革命派が事実上、権力を掌握し、鉄道の運行を管理し、「クラスノヤスク共和国」、「チタ共和国」などと言われるほどであった⁶⁵⁾。これらの地域を日本兵捕虜が通過することによって生じうる不測の事態を懸念して海路による帰国となったのであろう。かくして日本兵捕虜はユーラシア大陸を一周することになったのである。

しばらく亀太郎の日記を引用しよう。

「十二月十三日 朝来大雪降り烈風

午前六時整列。各兵の喜び実になり。六時三十分の出発にて露国軍楽隊の見送り「メドヴェーヂ」市民の見送りあり。降雪益々多く兵卒難儀して「ウートルコン」(ウートルゴン) 停車場に向けて行進す。大平原あり、森林あり畑地ありを通過し、正午「ウートルコン」停車場に到着し、午後一時三十分乗車、二時発車にて西南に向けて進行す。(略)⁶⁶⁾ ヴィリナ、コヴナを経て、12月13日、「午後六時、露独両国の国境の「ウェルズブク」(ヴィルバーレ

ン)と言ふ大停車場に到着し、日本公使館付武官陸軍歩兵大井大佐、高司少佐、米国公使立会にて人員を検査し受取る。これによりドイツの汽車に乗りて午後八時、ドイツ国「ハンブルク」に向つて発車す。(略) 獨、露兩國人民上、下等停車場に群集し、我等に対し万才を唱へて実に盛大に歓送し発車す。西方に進行。午後十一時「ケニフスベルク」(ケーニヒスベルク)と言ふ大停車場に着く夜食を摂る。客待合所内に食堂を急造し「ビール」ソップ、白パンを与へられる。十六、七才なる貴婦人及び文官らしき者接待役となり実に大なる歓迎を受けたり。(略)

十二月十六日 朝来曇天

前日より昼夜進行して尤も急行なり。午前十一時三十分「ランレスブルグ」(ランツベルク)と言ふ大市街の停車場に到着し、下車して客待合所に設けある食堂に導かれ朝食す。接待員としてドイツ将校、兵士及び特志看護婦をもってこれに充て、パン、角砂糖及び紅茶を与へられる。朝食の外に、リンゴ、菓子も与へられる。巻煙草も沢山与へられる。当停車場附近の人民、日本軍人を見んとして、男女老幼の別なく先を争つて停車場に集合し雑踏を極めたり。当市街及び停車場は構造堅固、美麗にして露国の停車場よりなほいっそう優れたり。ドイツ人は至るところの停車場に人民集合して我軍人を歓迎し、日本国の同胞に勝れり。故郷の親子、親友を迎ふる如く実に喜ばしくまた楽しきを顔に表はし居れり。(略) なほ西方に進行して午後四時ドイツの首府帝都なる「ベルリン市」の大停車場に到着し下車す。歓迎者の主なる者、ドイツ皇帝陛下の侍従武官をはじめとして、陸軍中将ネッケル氏、赤十字社高等官、ベルリン市の各高等官、特志看護婦及び婦人会、市中の人民の主なる者プラットホーム内に歓迎し、その他の市民は男女の別なく停車場附近に集合して尤も多大なる歓迎を受く。プラットホーム内に於て、ビール、牛肉、パンを与へられ食事をなす。皇帝陛下、皇后陛下より慰問品として菓子「チョコレート」及び巻煙草を下賜せられ、赤十字社より慰問品としてリンゴ大なるもの十個及び菓子「カステラ」等と与へられる。又煙草二個ずつ与へられる。午後四時乗車同三十分発車す。群衆市民は我が汽車の見える限り旗及びハンカチを振りて、万才を唱え、遠方よりは人家の窓より同じく旗、ハンカチを振りて見送れり。(略) 午後十一時三十分「ハンブルグ」港に到着して後、英国船バンクーバー丸と言ふ汽船に一泊す。(略)

十二月十八日 朝来天気快晴

バンクーバー丸に滞在す。ハンブルグの居留商人なる玉井喜之助氏外居留民一同にて福引を与へられ、クジをひく福引の中に洋服、外套、シャツ、時計、絵ハガキその他種々の日用品あり。その外に金三マーク(我が日本の一円五十銭位に相当す)の寄贈ありて分配す。本日ハンブルグ市民寄贈のビール大接待、甲板上にありて愉快なり。尤もビールを好む者大なるコップにて十五杯呑みしなり。(略)⁶⁷⁾

木村当朗は、「……帰国の際独逸を通過しましたが、非常な好意を以て歓迎してくれました。寄贈を受けた煙草の中に独逸の綴りで『ドウゾゴキゲンヨウ』と書いてあったり、日本の文字で『日本に在留せる独逸人及び日本びいきの独逸人より忠勇無比の征露軍人へ』と書いたカードの入れてあったのを見た時は非常に愉快を感じました。」⁶⁸⁾と書いている。ドイツで日露戦争の勇士として大歓迎され、捕虜の屈辱もうすれたことであろう。

帰国にさいしての日本政府の配慮も行届いたもので、この点は大江氏が記述しているの^(68-a)、ここではふれない。捕虜たちは、十二月二十日英国船バンクーヴァー号、十二月

二十二日、同カンブルマン号に分乗してハンブルクを出港し、無事、翌年二月八日、十五日に神戸に入港した。

八

捕虜には「陸軍俘虜帰還者取扱規則」⁶⁸⁾による審問があり、捕虜や家族はその結果を不安な気持ちで待っていた。長野県北佐久郡出身の片井伊重の妻ひゃくは夫の身を案ずる次の手紙を書いている。「前略。あなた様の無事御帰国且只今東京に御在由にて家内親類申すに及ばず隣家皆々様御安堵致し居り候処此頃に至り北佐久郡三岡村丸山平助様にはしばらく御帰郷なき処罪を被るとの世評処々に有之、親類隣家皆々様も其事を聞きあなた様の身の上は如何なりやと安否を御心配あそばされて日々訪問くだされ候間、甚だ恐れ入候へ共此状着次第俘虜裁判の御様子御知らせ下されたく是非々々願上奉り候、先づは取る物も取りあえず右御伺ひ迄 早々 三月三十一日ばん ひゃくより 伊重様」⁶⁹⁾

これに対して「……種々御心配下サレ候処明二十二日解隊ヲ命ゼラレ二十三日上野列車第三番ニテ三代田（御代田）到着 岩村田町にて壱泊仕り二十四日帰村仕り候、至急御報告に及び候也 尚御親類御一同様へも宜しく御伝言被サレ度 尚益々多忙之期節ニ向ひ候故役場方ニテ歓迎ノモ様有之候得バ御ことわり下され度 先者目出度 麻布区歩兵第一聯隊 第二中隊 片井伊重 四月二十一日午後 片井忠藏殿⁷⁰⁾(略)」⁷¹⁾とある。これにより、役場では歓迎の動きがあったようで、これに対し片井伊重はやりわり断っている。肩身のせまい思いがあったのであろう。片井伊重が所持していた「陸軍手帖」（家族、軍歴、身体的特徴などが記入されている）の卒業列紳の欄には、「明治三十八年五月十九日二十日大辛屯附近ニ於テ戦闘 同三十九年二月十五日神戸着 同四月二十二日」と記入され、また、褒賞休業の欄には、「明治三十九年四月一日一時金五拾円 明治三十九年四月一日従軍記章」と記入されている⁷²⁾。捕虜であったことを一語も記入せず、五十円の一時金を与えていることは、ご苦労であった、ということなのであろう。武居亀太郎も勲七等、一時金、従軍記章をもらっている。

捕虜たちがどのように故郷に帰り、どのように迎えられたかという点は、現在の段階ではよくわかっていない。ただ、当時の新聞（筆者の見たのは『信濃毎日新聞』）の捕虜についての記述はかなり好意的なもので、以下それを少々紹介する。まず、捕虜についての記事をいくつかかかげる。

○星野歩兵の健在 上水内郡大豆嶋村出身歩兵星野藤太氏は出征中満州法庫門の戦闘に際して行衛不明となり所属隊よりは行衛不明戦友よりは戦死を報じ来り当時の本紙上にも戦死の赴きを記載したるが、去月三十日着在哈爾濱露国赤十字病院戦友東京出身須藤重松氏の通信に拠れば氏は同戦闘中敵に捕はれ目下ハルビンに健在云々とあり全く戦死と思ひたる家人の喜び一方ならずと⁷³⁾。

○俘虜中村氏の書簡 去年2月常陸、佐渡の両汽船遭難の際計らずも敵国の俘虜となりたる中村鉄道事務官補より久々にて此頃長野運輸事務所へ「拜啓 長らく御無沙汰致しました。我々一行は至極健康に暮して居ります。為すこともなく今日にて満一ケ年になりました。実に脾肉の嘆に堪へません。近き将来に於て御面会が出来ることと信じます云々」との書面を送り来れり⁷⁴⁾。

○宮下歩兵俘虜となる 上水内郡七二会村出身歩兵宮下菊太郎氏は出征以来各地に転戦し

て毎に勇敢の聞えありしが、某所の戦鬪において行方不明となりし所此頃氏より通知によれば衆に先んじ勇進し深く敵陣に突入したる際不幸にも遂に敵手の捕ふ所となり目下ハルピン俘虜収容所に在りといふ⁷⁰。

○喜劇と悲劇の鉢合せ 日露戦争については多くは悲劇がちなれど中には昨日の悲劇忽ち今日の喜劇と変る奇談少なからざる中に、現に小県郡浦里村出身歩兵伍長室沢六太郎氏の如きは昨年六月頃と覚えし戦友より名誉の戦死を遂げたる旨通知に接し、遺族は泣く泣く僧侶を招き今や出棺といふ間際に意外にも敵国の捕虜となり居る旨、而もその戦死せしと思居たる六太郎氏よりの書信に接し、今迄の悲劇は忽ち世にあるまじき程の喜劇と変じ、密に僧侶には塩花をまき、葬ひの赤飯も更めて悦びの赤飯と配りたるが⁷¹。

また、その社説、「敵国に俘虜たる我同胞を思へ」では、日本に捕虜として抑留されているロシア兵捕虜はあわれで、人情には敵も味方もない。「我同胞がまたこれと同じ境遇の下にあると思ふに至っては何ぞ同情を禁じえんや。……戦陣にたおるは、彼等の毫もうらみとする所にあらず、ただ、乱戦混闘の中、創痕重くしてたつ能はざるに、たちまち其の捕はる所となりて敵国に収容せらるる、痛恨察すべき也。……吾人は、我國民が敵国に俘虜たる同胞のために、慰安救恤の誠を致すことの更に深厚ならむことを望んで止まざる也。」⁷²と述べている。

思うに全国でこのように捕虜について報道されたのであろう。東京の俘虜情報局には捕虜の家族や団体から在ロシアの捕虜の慰問のため送金してほしいという依頼が全国からいくつもよせられている。その一部をあげると、「金拾参円、広島県佐伯郡津田村愛国婦人会員五十八名 総代太田園子 金拾円五拾銭 東京市日本橋区有馬 十思小学校校友会有志総代 三二同窓会 金五円 長野県諏訪郡諏訪町 完盟会 金参百円 東京市下谷区下谷入谷町 長松寺内 仏教婦人救護会など(明治38年5月22日付の分の一部)」⁷³という類である。帰国した捕虜を迎える周囲の状況は厳しいばかりではなかったのであろう。

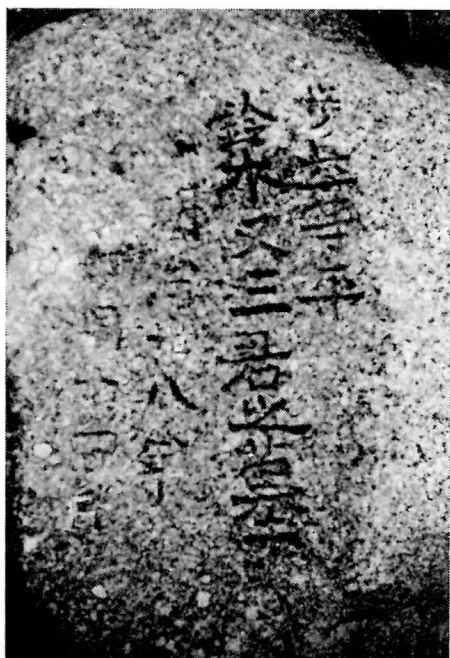
日露戦争が終ってから、日本の俘虜情報局の活動報告を上梓することになり、その報告書の序文に陸相寺内正毅は次のように書いている。「戦争ハ国家間ノ政治的關係ニシテ人民ニ対シテハ毫モ敵意アルヘカラストノ原則ハ近世列国ノ認ムル所ニシテ、我国も戦争遂行にあたつては国際条約の履行に注意した。「殊ニ俘虜ノ待遇ハ戦地ナラビニ内地ニ於テ畜ニ海牙条約、赤十字条約ノ規定ヲ厳格ニ遵守シ、開戦後直チニ俘虜情報局を開設シテ約八万人ノ俘虜ニ対シ所要ノ事項ヲ調査シテ銘々票ヲ調整シ露国ニ通報センノミナラス人情ノ原理ト公共ノ良心ニ基キ俘虜ノ給養、衛生部員ノ待遇、敵国戦死者ニ関スル処置及通報ノ如キ赤十字条約及海牙条約以上ノ優遇ヲ与ヘタルコト多ク、帝国各地ノ団体又ハ個人ニ於テモ俘虜ノ境遇ニ同情ヲ表シ之カ慰安ニ勉メタルノ美拳少カラス 其事蹟実ニ戦勝ノ名誉ト共ニ永遠ニ伝フルニ足ルモノアリ 今俘虜情報局呈出スル所ノ報告書ヲ上梓シ以テ後日ノ参考ニ供ス 明治四十年九月 陸軍大臣寺内正毅」⁷⁴ このような記述が太平洋戦争期に広く知られていれば、事態はもう少し変わっていたらと思うのは筆者だけではあるまい。

九

1905年12月に日本兵捕虜が去ってからメドヴェーヂを訪れる人もなかったが、1908年9月にふたたびここへ大勢の人がやってきた。ロシアに眠る日本兵の遺骨を日本に送還すること



メドヴェーヂ村、日本兵の墓のすぐ横 右、Φ. A. ヤコヴレヴィチ氏 左、筆者



鈴木又三の墓石



メドヴェーヂ村の日本兵の墓石の前に
左、И. ソボレーヴァさん、右、Φ. A. ヤコヴレヴィチ氏

になったのである。ギリシャ正教の国、ロシアには、当時、火葬の習慣がなく、当初はメドヴェーヂで発掘火葬する予定であったが、いろいろ難点があり、ペテルブルク附近の2体とモスクワ附近の2体、メドヴェーヂの19体⁸²をあわせて汽車でドイツのハンブルクに送り、そこで火葬することになった。9月28日、日本側から落合駐露臨時代理大使、大使館付武官萩野大佐など、ロシア側から第百九十九連隊長スタンケーヴィチ大佐などが出席し、歩兵一中隊が儀仗兵として参列して祭儀が行われた。祭儀の後直ちに遺体の発掘が行われ、翌二十九日、それをウートルゴン停車場まで搬送したが、ロシア側の歩兵中隊が儀仗として同行し、三十日ハンブルクへ発送の時まで柩側に復哨が立っていた。十月四日、無事ハンブルクに到着、火葬をすませ日本へ送られた⁸³。

なお、9月28日の祭儀の後、日本側はロシア側の好意を謝してメドヴェーヂの将校クラブに主な者を招待して昼食会を開いたが⁸⁴、そこに作家二葉亭四迷が出席していたことをつけ加えておこう⁸⁵。

十

昨年(1987年)6月にモスクワで開かれた学会に出席した筆者は、その帰途レニングラードから足をのぼしてメドヴェーヂ村を訪れた。日本兵捕虜の遺骨送還後ここを訪れた日本人は、日露戦争期のロシア兵捕虜戦没者の眠る松山墓地の世話をしてきたということで、1965年9～10月にソ連政府から招待された日ソ協会松山支部の田川あきだけである⁸⁶。この間、日ソ関係は友好的ではなかったし、遺骨を送還した後のメドヴェーヂは日本人の関心をひく場所ではなかった。それにノヴゴロド市を訪れることは外国人にも可能であるが、そこから65kmはなれたメドヴェーヂ村を訪れるには特別の許可が必要であった。

筆者がノヴゴロド駅についたのは6月8日夜11時頃で、レニングラードから列車でノヴゴロドへ行くにはその時間しかない。翌9日朝、インツォーリストへ行ってメドヴェーヂ村へ行きたいのだがといったら言下に断られた。しかし、そこには日本兵捕虜の墓があって、そこへ是非参りたい、そして、それは日ソ友好のためにも意義があるといったらようやく許可が出た。⁸⁷

ノヴゴロドからメドヴェーヂ村までタクシーで一時間ちよっとかかり、メドヴェーヂ村図書館のΦ. A. ヤコヴレヴィチ氏がわざわざ日本兵捕虜の墓跡まで筆者を案内してくれた。そこは村の中心地から2.5kmほどはなれた、みはるかす草原の一隅にあり、「歩兵一等卒 鈴木又三君之墓……」⁸⁸をはじめとする六つの墓石があった(写真参照)。鈴木又三、徳富和平の墓は重さ200～300kgもある大きな墓石で、墓の文字も明確に識別しえたが、他は墓石も少し小さく、墓の文字もこけむして少しくすんでいた。彫られてから80年も風雨にさらされていたのだからそれは当然であろう。木村当朗の回想では、「墓をこしらえるには非常な苦心をしました。露国は寒国ですから冬などは地下二尺位まで凍っているの、折角棺を埋めて墓標を建てても、夏になって凍が解けると土が柔らかくなって来ますから墓が皆倒れて仕舞ひます。そこで皆で金を集めてセメントを買って来て、たたきをこしらへてその上に一里も先からもってきた石を建てて墓標とし、捕虜の仲間に石屋のみが一人御座いましたからその人に頼んで彫刻してもらひました。柵などは皆の手製で小刀と鋸や鑿で仕上げたのです。こうしておけば何十年経っても日本人の墓だと言ふ事が判って、在留の日本人などはこの不幸

な同胞をとむらって、墓側に一掬の涙をそそいでくれるだらうと思ひます。』⁸⁸とある。

日本兵捕虜の墓石のある地域は見渡す限り緑の大平原で、平和そのものであった。土質の関係が全く耕作されておらず、20~30cmの夏草が茂っていて、あたりは蚊の大群がとびかかっており、墓石の文字を読みとるさいにもたえず手を動かして蚊を叩きおとす様だった。村の中心地区からかなりはなれたこの地域は、ふだんは訪れる人もなく、日本兵捕虜のいくつかの墓石も、1908年に深く埋められていた遺体が掘りおこされたときに土の下になってしまったのだらう。そしてそのままながらく忘れられていたのだらう。1965年になって村史を調べていた少年たちがこの忘れられていた六つの墓石を見出したのだった⁸⁹。私の推定に誤りがなければ、この六つの墓石のすぐそばに13個の墓石が埋まっているものと思われる。なお、日本兵捕虜がいた兵舎は、第二次大戦で完全に破壊されたという。日本兵捕虜についての記述はメドヴェーヂ村図書館のコーナーにいくつか残っているが、墓石の墓銘碑がなが年の風雨でうすくなっているように、村人の記憶からも日本兵捕虜の事柄はうすれつゝあるように思われた。

お わ り に

日露戦争における日本兵捕虜は概して好遇されたといえるであらう。食事、住居などについては基本的に不満がなく、入浴を月に2度から4度にしてほしい、散歩出来る範囲を広げてほしい、日本からの来信を早く入手出来るようにしてほしいなどというのが主たる要望であったことからそういえよう。このことは、日露戦争が、日露両国とも国際世論の動向をかなり配慮しなければならなかった戦争であったことによるところが大きく、したがって、日本も国際法を遵守するよう努力し、捕虜の取扱いについても相当の配慮がなされたのであった。日本人の一部に、その後の戦争はともかく、日露戦争は、正々堂々たる戦争だ、正義の戦争だという観念が存在している理由の一つをここに求めることが出来よう。

しかし、日本にとって日露戦争とは、ロシア軍との戦争という第一の面と、戦場たる「満州」、朝鮮での中国人、満州人、朝鮮人との戦争（食糧の掠奪、住居の占拠など）という第二の面から成り、欧米人への劣等感、アジア人への優越感という近代の日本人に刻印されつつあった感性から、第一の面では国際法を遵守し、第二の面では国際法を無視する戦争を行ったのであった。そして、日本で、通常、日露戦争と考えられている第一の面は、ポーツマス条約の締結により終了するが、第二の面はそれ以後本格化し、朝鮮人の強い抵抗を武力で圧殺して1910年に「日韓併合」という形で一まず終了する。日露戦争の戦争目的である朝鮮の支配が達成されたという意味で、広義の日露戦争はここで終わったといえよう⁹⁰。

それ以後、日本は大陸への侵略を強めていくが、それはアジアの民衆と直接対決する、第二の面がますます増大していく過程であった。民族全体を敵とすることから残虐な、非人間的な戦闘方法をとることになり、これを遂行する日本軍兵士にも非人間的な殺人機械たることが求められた。冒頭にあげた、太平洋戦争末期の負傷者、病者、非戦闘員の自決はその一つの帰結といえるのではなからうか⁹¹。

小稿は、これまで知られていない史料に主として語らせるという記述方法によって、日露戦争における日本兵捕虜の実態にせまろうとした一つの試みである。小稿ではふれえなかった論点も多く、そのいくつかをあげて結びにかきたい。第一に、約2000人の捕虜体験者とその家

族が、軍国主義体制がつよまっていって日本社会のなかでどう生きてか、ということである。これはこれまでまとまった形ではとりあげられていない問題だが、当時の地方新聞などを手がかりにその子孫にあつてききとりを重ねていく以外に方法がないだろう。そのような作業のなかから近代日本の陰の部分がかび上ってくる筈である。第二に、日本軍の軍属として従軍したことにより捕虜になったと思われる21人の朝鮮人と5人の中国人がメドヴェーヂ収容所にいたことが知られている⁶⁾。ロシア人からすれば、日本人と中国人、朝鮮人の区別は難しく、彼等を当初日本人と考えたのかもしれない。彼等がどのような捕虜生活をし、どのように故国に帰り、日本政府が彼等にどう対したのか——一つの課題として記しておく。第三に、メドヴェーヂからの遺体送還は、日本人が経験した、おそらく最も遠方からの送還であり、同じく捕虜として日本で死亡したロシア人捕虜の遺体が日本でそのままになっているのと比較して、日本人の死生観を考える一つの材料を与えてくれるのではあるまいか。第四に、日本兵捕虜、ロシア兵捕虜の給養費のことだが、ポーツマス条約第十三条に、捕虜のために「各負担シタル直接費用ノ計算書ヲ互ニ提出」し、その差額を清算することをきめている⁷⁾。この問題も清算されたのであろうが、どのように計算されたのかわからない。第五に、日本兵捕虜は高揚していた第一次ロシア革命をどのように感じていたのであろうか。日本にいたロシア兵捕虜がラッセルなどの工作もあってロシア革命に大きな関心をよせていた⁸⁾のと比較するとき、もう少し明らかにしたい課題である。最後に、メドヴェーヂの日本兵捕虜の墓は訪れる人もなく忘れられているが、六つの墓石のすぐそばに埋っていると思われる残り十三の墓石を掘りおこし、そこを整備して、例えば遺体を掘りおこした9月28日にレニングラードの領事館からも日本人が参列して慰霊祭を行う、というのはどうだろうか。遠い異国でさびしく死んだ人を思いおこし、そのようなことが二度とないよう、日ソ両国の友好を強める一助になると私には思われるのだが。

〔註〕

- 1) 阿利莫二「ルソン戦——死の谷」、岩波新書、1987年、81-85ページ。
- 2) 麻山事件については、たとえば、中村雪子「麻山事件」、草思社、1983年、を参照。
- 3) 大江志乃夫「日露戦争の軍事史的研究」、383-400ページ、同「日露戦争と日本軍隊」、248-250ページ。
- 4) См. Библиография Японии; литература, изданная в России с 1734 по 1917г., М., 1965, стр. 174-222.
- 5) 「送甲 第四二号」『帝国俘虜情報局』、第一巻。
- 6) 全文は俘虜情報局編「俘虜ニ関スル法令及例規」(以下、「法令及例規」と略記)、明治38年、9—17ページ。
- 7) 〈Временное положение о военнопленных Русско-японской войны〉、《Военный сборник》、No. 8, 1904、(以下〈В.п.〉と略記) стр. 285-297. その邦訳文は註6にのせられている。訳文を変更したところがある。
- 8) 筆者の見たのはそのフランス語訳である。〈Instructions pour l'entretien à l'intérieur de l'empire des prisonniers militaires de la guerre entre La Russie et Le Japon〉、《Journal de St. Pétersbourg》、11. 12. 13. Août, 1904. (以下、〈Instructions〉と略記) その邦訳文は註6にのせられている。訳文を変更したところがある。

- 9) その邦訳全文は、「陸戦ノ法規慣例ニ関スル宣言」, 第一款, 第二章, 「俘虜」, 160—164 ページ, 『万国平和会議議事録及附属書類』(以下「平和会議」と略記), 第四卷, 所収(外務省外交史料館蔵)。
- 10) 小稿は, 1899年のハーグ平和会議についての立入った考察を意図しているものではないが, その概略は, P. J. Rollins, <Hague conferences of 1899 and 1907>, 《The modern Encyclopedia of Russia and Soviet history》, vol. 13, 1979. W. L. Langer, The diplomacy of imperialism, 2nd ed., N. Y., 1972, pp. 531-592. ロシア政府内の動きについては, <К истории первой Гаагской конференции 1899г.> 《Красный Архив》, vol. 50/51, 1932. などを参照。
- 11) С. Ю. Витте, Воспоминания, т. II, М., 1960, стр. 159-160.
- 12) Там же,
- 13) P. J. Rollins, *op. cit.*, p. 218.
- 14) ハーグ平和会議の記述は P. J. Rollins による。
- 15) ちなみに各国の代表数は, フランス(11人), アメリカ, ドイツ, オーストリア, イタリア(各6人), イギリス, オランダ, 日本(各4人), スペイン, デンマーク, ベルギー(各3人), キリシヤ, 清国(各1人)などとなっている(Liste provisoire des gouvernements représentés à la conférence de la paix à la Haye et de leurs délégués, 1899.)。
- 16) 註9をみよ。
- 17) 同上, 160ページ。
- 18) 「法令及例規」, 9ページ。
- 19) <В. п.>, стр. 285. 「法例及例規」, 120ページ。
- 20) 「平和会議」, 160ページ。
- 21) 「法令及例規」, 10—11ページ。
- 22) <В. п.>, стр. 285, 「法例及例規」, 121ページ。
- 23) 「平和会議」, 164ページ。
- 24) 「法例及例規」, 9-10ページ。
- 25) <В. п.>, стр. 285. 「法例及例規」, 121ページ。
- 26) 「平和会議」, 163-164ページ。
- 27) 「法例及例規」, 15ページ。
- 28) <В. п.>, стр. 287, 「法令及例規」, 124ページ。
- 29) <Instructions>, 「法例及例規」, 145-174ページ。
- 30) 大江志乃夫「日露戦争の軍事史的研究」, 352—356ページ。
- 31) 田中健治編, 武居亀太郎「日露戦争俘虜日記」(手稿)。ページ数は田中氏作製になる。
- 32) (木村当朗)「捕虜としての一年半」一~十一, 『信濃毎日新聞』(明治39年2月22日~3月6日)。
- 33) 大江志乃夫, 前掲書, 363ページ。
- 34) 武居亀太郎, 前掲書, 49-52ページ。
- 35) (木村当朗)「捕虜としての一年半」(二), 『信濃毎日新聞』, 明治39年2月23日,
- 36) 陸軍一等軍医折居橘弥「捕獲当時ヨリ収容所迄ノ概況」(明治38年7月1日付), 『露国俘虜情局』所収。
- 37) 林英夫「日露戦争の日本人捕虜凱旋日記」, 『新潮45』, 1985年10月号, 229-230ページ。
- 38) 才神時雄「松山収容所」, 中公新書, 1969年, などを参照。
- 39) 同上書, 11ページ。
- 40) 武居亀太郎, 前掲書, 52-53ページ。

- 41) (木村当朗)「捕虜としての一年半」(五),『信濃毎日新聞』,明治39年2月26日。
- 42) 折居橋弥,前掲報告。
- 43) <В. п.>, стр. 288,「法令及例規」,126ページ。
- 44) См.《Пролетарий》, Ио. 15, 5 Сент. (23 Авг.), 1905 г. В. Е. Полещук,〈Революционное движение в Маньчжурской армии в 1905 году〉,《Исторические записки》, No. 49, стр. 303.
- 45) <Instructions〉,《Journal de St. Pétersbourg》11. Août, 1904.「法令及例規」,145ページ。
- 46) 《Вестник путей сообщения》, No. 9, 1 марта, 1904 г., стр. 135.
- 47) 武居亀太郎,前掲書,60ページ。
- 48) 林英夫,前掲論文,233ページ。
- 49) 拙稿「日露戦争期のシベリア鉄道小考(一,二)」,『人文科学論集』(信州大学人文学部)15,17号,1981,1983年,参照。
- 50) 武居亀太郎,前掲書,61-62ページ。
- 51) 同上,61-62ページ。
- 52) 同上,70-93ページ。
- 53) (木村当朗)「捕虜としての一年半」(五,六,七),『信濃毎日新聞』,明治39年2月26,28日,3月1日。
- 54) この日本語表記は,メドヴェージ(才神),メドウェード(大江),メドウェト,メトウエド(折居)などがあるが,なるべく原音に忠実に表記するためにメドヴェーヂとした。
- 55) モスクワからメドヴェーヂまでどのように行ったのかよくわからない。メドヴェーヂの東側には近くに鉄道駅がない(現在のソ連の詳細な地図,Atlas СССР, M., 1984. や Atlas схем железных дорог СССР, M., 1978. による)。それで,これは乱暴な想像だが,メドヴェーヂ村への下車駅を「シムスク」(林英夫「日本人捕虜の見た革命期のロシア」,『新潮45』1986年8月号,228ページ)として,武居亀太郎のいう「スタレカン」を「スターラヤ・ルサ」と考え,現在は廃線になっているが,当時はその間に鉄道線があった,とするのはどうだろうか。なお,才神氏の掲載している地図は間違いである(才神時雄,「メドヴェーヂ村の日本人墓標」,中公新書,1983年,210~211ページ)。
- 56) 武居亀太郎,前掲書,93-95ページ。
- 57) (木村当朗)「捕虜としての一年半」(十一),『信濃毎日新聞』,明治39年3月6日。
- 58) <Report of Mr. Thomas Smith's visit to the Japanese prisoners of war at Medved, Novgorod Gov't. Russia> (以下<Report of Smith>と略記) pp. 1~4.『露国俘虜情報局』所収。
- 59) *ibid.* pp. 5-6.
- 60) <Memorandum handed to Mr. Smith by the Japanese prisoners at Medved>,『露国俘虜情報局』所収。
- 61) 『露国俘虜情報局』所収。
- 62) 同上。
- 63) 大江志乃夫,前掲書,370-373ページ。
- 64) 外務省編「小村外交史」,原書房,1966年,598ページ。
- 65) См. И. Т. Белимов, Железнодорожный пролетариат Сибири в революции 1905-1907 гг., Новосибирск, 1967. 1905 год в Сибири; Сборник статей и воспоминаний, Новониколаевск, 1925. 和田春樹「ニコライ・ラッセル」,下,中央公論社,1973年,3-100ページ。原暉之「シベリアにおける1905年革命」,『初原』,No. 1, 1970年。
- 66) 武居亀太郎,前掲書,113ページ。
- 67) 同上書,114-120ページ。

- 68) (木村当朗)「捕虜としての一年半」(十一),『信濃毎日新聞』,明治39年3月6日。
- 68-a) 大江志乃夫,前掲書,374—376ページ。
- 69) 大江志乃夫,前掲書,376—378ページに全文がのせられている。
- 70) 片井辰巳氏所蔵。
- 71) 片井伊重の実父。
- 72) 片井辰巳氏所蔵。
- 73) 同上。
- 74) 『信濃毎日新聞』,明治38年9月2日。
- 75) 同上,明治38年10月1日。
- 76) 同上,明治38年10月2日。
- 77) 同上,明治39年1月24日。
- 78) 同上,明治38年6月20日。
- 79) 『露国俘虜情報局』所収。
- 80) 陸軍省「明治三十七,八年戦役俘虜取扱顛末」,(明治40年)。
- 81) 才神氏は,メドヴェーチに23体あったとしている。ペテルブルク附近,モスクワ附近のもメドヴェーチにあったと誤解したのであろう(才神時雄,前掲書,10ページ)。
- 82) 「本邦俘虜遺骸送還ニ関シ報告ノ件」(明治41年10月18日付,在露臨時代理大使落合謙太郎),『露国俘虜情報局』所収。
- 83) 同上。
- 84) 二葉亭四迷全集,第五卷,岩波書店,1965,の冒頭の写真,および408ページ参照。なお,二葉亭四迷の年譜にある,「この年(1909年—引用者註)の春の浅いころ,メドヴェーチ村に赴き,日露戦争の日本側俘虜の墓二十基発掘の式に参列した。」(中村光夫編「二葉亭四迷,嵯峨の屋おむろ集」,明治文学全集17,筑摩書房,1971年,443ページ)は誤りである(安井亮平氏の御教示による)。
- 85) 才神時雄,前掲書,4—12ページ。
- 86) 「(メドヴェーチ村は)軍事地域になっているとかで,ソ連人さえ自由に訪れることは許されなかった,という」(才神時雄,前掲書11ページ)は誤解である。
- 87) 才神氏の「鈴木又三郎之墓」は「鈴木又三君之墓」の誤り(才神時雄,前掲書,9ページ)。
- 88) (木村当朗)「捕虜としての一年半」(十一),『信濃毎日新聞』,明治39年3月6日。
- 89) 才神時雄,前掲書,9ページ。
- 90) この点については,不十分ではあるが,拙稿「ロシアは日露戦争に敗れたのか」,『歴史地理教育』,No. 410,1987年3月臨時増刊号,参照。
- 91) この点はもう少し立入った考察が必要で,現在,田中正俊「戦争,科学,そして人間——盧溝橋事件五十周年を記念して——」,『信大史学』,第12号,1987年,吹浦忠正「聞き書日本人捕虜」,図書出版社,1987年,吉見義昭「草の根のファシズム」,東京大学出版会,1987年,などを読んで考えているところだが,まだ熟さない。
- 92) 〈Report of Smith〉,p. 1.
- 93) 外務省編「小村外交史」,原書房,1966年,599ページ。
- 94) 和田春樹「ニコライ・ラッセル」,上,下,中央公論社,1973年,参照。